



年頭の辞

栃木県知事 橫川信夫

謹んで新春の御祝詞を申し上げます。
県下商工業界の皆様方と共に明るい新年を迎えたことは、誠に欣快に耐えません。

最近の日本の経済状勢をみると、世界経済の好景気に支えられ、一部過熱的現象が見受けられましたが、昨年来国際収支の予想以上の好調、投資の高水準、消費の堅調等々総じて経済は拡大の基調をとり、工鉄業生産は著しい伸展を示してまいりましたことは誠に喜ばしいことであります。しかし乍ら中小企業について眺めてみると、中小企業は我が国の産業構造、雇傭、生産、輸出等あらゆる面から見て極めて重要な地位を占めておりますが、産業の二重構造と申しますか大企業との経営格差が甚だしいことは今更申し上げるまでも御座居ません。従いまして中小企業につきましても、その振興を図ることなくして経済の均衡ある発展は期し得ないものと信ずる次第であります。

年頭の言葉

宇都宮市長 佐藤和三郎

商工業者の皆さん、あけましておめでとうござります。

本年も更に飛躍する年でありますことを念願しています。

やみません。

昨年は国内外ともあわただしい一年であつたように思います。

また各般の情勢につれ、当市の商工業界にも多くのことがありました。交通関係にありましては、東北本線電化の北進、日光線電化の完成、更にこれを掌握する宇都宮鉄道管理局設置運動等着目すべき事業があり、商業関係におきましては、共同建築店舗の完成、大通りの整備、東武駅完成等近代都市に面目を一新する驚異的な変化がありました。誠に刮目すべきことで、北関東一を誇り得る態勢になりました。更に工業関係におきましては、工業誘致の運動と

そこで私いたしましては、県下商工業の健全なる発展をはかるために、中小企業問題といたしまして今年は一段と組織の強化、経営の近代化、合理化をはじめとして金融の円滑化、販路の拡張等諸種の施策を推進して参ると共に、一方本県産業の伸び行く力を充分に活用して、工場誘致運動を積極的に展開し、県下商工業界の皆様方から寄せられている期待と、私の県政への抱負とを充分おり混ぜて県民の福利増進のために全力を傾注して奉仕する所存であります。

業界各位におかれまして、自由独立の気持でよりよく協調せられ、商工会議所を中心地域商工業の発展のため倍旧の御尽力下さいますよう切望する次第であります。

一九六〇年の新春を迎えるに当たり、所懐の一端を申し述べて御挨拶に代える次第であります。

昭和35年1月5日印刷
昭和35年1月7日発行
発行所
宇都宮市旭町1-3-427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 3,072番
助 善 栄 吉
編集者兼著者
藤 生 場
秋 市 旭町2丁目
印刷者
宇都宮市
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006-6,481番

謹

賀

新年

宇都宮商工會議所

顧問

昭和三十五年元旦

佐藤和三郎 荒牧春三郎 中島勇三 植木芳太郎

福島悠峰 荒川善次郎 青木源吉 薄井留

久保十郎 笠原正一郎 黒崎野澤卯三

横倉正吉 福田松兵衛 口浪四郎

飯島英一 岩田敬吉 増淵良雄

守吉一郎 木村正治 安久都忠

七洋司 佐藤敏五 弥祐徳

上野小七 田中邦一 俊助

坂正一郎 久作一郎 明吾

河合長一郎 一作一郎 雄一郎

高橋栄作 田中邦一 雄明吾

藤生善之助 田中邦一 雄明吾

石海勇次郎 田中邦一 雄明吾

小保方光一郎 田中邦一 雄明吾

柳谷松一郎 田中邦一 雄明吾

渡辺愛一郎 田中邦一 雄明吾

渡辺愛一郎 田中邦一 雄明吾

高橋栄作 田中邦一 雄明吾

渡辺愛一郎 田中邦一 雄明吾

主催 宇都宮市商店街連盟会所

好天に恵まれた
宮の秋まつり
十一月十九日（廿五日迄）

昭和三十四年度の「秋まつり」は、次の通り多彩な行事を盛り込み盛大に施行された。幸い七日の期間中最後の一日を除き好天気に恵まれたので人出多く、諸行事も予定通り好調裡に終了した。

連合福利大売出し		菊花品評大会		商業祭		菊水祭		行事期日	
ショッピング	グル	馬場町商店	旧公会堂前	期間中	参加商店	市	御輿19日上町、20日下町	場所	摘要
各店頭にユーモアに富んだ飾付	出品五百余点	の他	お買上一枚百円毎に抽籤券一枚、特賞マツトレ温泉招待、その他	19・20全	中里八郎	中里八郎	中里八郎	中里八郎	中里八郎

特選（審査外）茶たんす 鴨志田家具製作所
○栃木県優良木製品展示即売会入賞者

ふくがみ
～上大野百貨店屋 中山木屋 田島菓子店 金すし
浦島太郎 銀座堂おとぎの国 銀座堂 玉屋ふとん店 入賞
夢の国 南國土佐を後にして おとぎの国
ク ク 安来節

盆栽展	二荒山神社境内
家庭とマートル法展示会	境内外
郷土民謡おどり	二荒山神社境内
第五回商店照明コンクール	二荒山神社境内
コントラル木製品展示即売会	市内
新木県優良木製品展示即売会	市内
家具デザイン展	即売会
料飲酒まつり	境内
自動車展示会	境内
第五回商工御業会	境内
木県発明展覽会	境内
商店街共同装飾	境内
競輪（後節）	境内
趣味の切手展	境内
宇大祭	境内
農業祭	境内
農産物品評会	境内
俵米共進会	境内
収穫作業	境内
年次クラフト実績展	境内
薪炭展示即売会	境内
緑の市	境内
畜産共進会	境内
鶏卵品評会	境内
伸ひ行く農村振興展	境内
○馬場町ショッピングカーニバル入賞店	境内
特賞 僕が月世界へ行つたら	境内
金賞 着物を眺めた雪男	境内
銀賞 突如鏡ヶ池の主現わる	境内
銅賞 馬場町原子力研究所	境内
○馬場町シヨツピングカーニバル入賞者	境内
特賞 僕が月世界へ行つたら	境内
金賞 着物を眺めた雪男	境内
銀賞 突如鏡ヶ池の主現わる	境内
銅賞 馬場町原子力研究所	境内
○馬場町シヨツピングカーニバル入賞店	境内
特賞 僕が月世界へ行つたら	境内
金賞 着物を眺めた雪男	境内
銀賞 突如鏡ヶ池の主現わる	境内
銅賞 馬場町原子力研究所	境内

洋たんす 絹周たんす店 篠孝たんす店

建安木工所 松丸家具製作所 石賀家具製作所 高橋家具店

サインボード 両袖機 和たんすセット クラッカー

メートル法関係器具の展示即売会 11日予選、23日決勝、17日表彰式

新木温泉招待の抽籤券 発行 19日饭装行列 11日審査、17日表彰式

塩原温泉招待の抽籤券 発行 19日饭装行列

○郷土民謡おどり大会入賞チーム

優勝	栃木音頭	河合町チーム(栃木市)
準優勝	四季の新津	宮島町婦人会(市内宮島町)
一席	伊那節	鹿沼おけさ会(鹿沼市)
二席	鹿沼音頭	鹿沼松竹チーム(鹿沼市)
三席	茶曾節	入舟町チーム(栃木市)
四席	花笠音頭	白坂チーム(市内山本町)
五席	羽曾節	ふたば会(雀宮町)
六席	宮益踊り	鹿沼民謡会(鹿沼市)
七席	北海益唄	木材チーム(材木町)
八席	高松婦人会志(上河内村)	西の宮隊チーム(一の沢町)
九席	白坂チーム(市内山本町)	
十席		

●但し宮の会の幹部チームは審査外

○栃木県発明展覽会入賞者（上位入賞分）

賞の区分	名 称	氏 名	住 所
知事賞	河合町チーム(栃木市)	河合町チーム(栃木市)	
奨励賞	耐火煉瓦真田	義彰	葛生町營城セ
特許賞	官縮絞物加工外山	兼吉	佐野市大橋町
科学技術奨励賞	矢板市矢板	町	栃木市川原田
宇都宮市長賞	美ネックレスの木のモチーフハンドモック	小峰正敏	安江嘉三
モーターフォード	木製工作所	越戸町	

栃木県商工會議所	所連合会々長賞	飼料擂潰機	丸合製作所	氏家町氏家
ノ	明協会々長賞	穀類乾燥装置	牛久保重章	御厨町高松
ノ	明協会々長賞	ビックフオン	堀田産業(株)	足利市助戸町
ノ	明協会々長賞	レンド・トル	足利市助戸町	相生町
ノ	明協会々長賞	アル渦巻ボン	小林鉄工所	佐野市
ノ	明協会々長賞	ミツワアイデ	鹿沼市泉町	朝日町
ノ	明協会々長賞	ローラー附健	宇都宮市境町	町
ノ	明協会々長賞	動力耕耘機用	宇都宮市氷室	宇都宮市氷室
ク	下野新聞社々長	C型ヒゴ引盤	宇都宮市境町	相生町
ク	宇都宮発明協会會長	康棒	宇都宮市境町	相生町
ク	賞賛會長	耕耘草培土管	宇都宮市境町	相生町
ク	角胸こけし菊地	谷兼夫	宇都宮市境町	相生町
ク	一浩	町	宇都宮市境町	相生町
ク	戸祭町	馬場町	宇都宮市境町	相生町

○福引大売出し

特賞（高級マットレス）当せん者

市内大工町 石浜時計店 石浜孝一

三条町 安原寿子

弥生町 黒沢幸子

平出町 川田啓次郎

馬場町 鈴木薬局内 藤江惠

西原桜町 横塚銀一郎

上三川町多功 小林泰幸

鹿沼市藤江町 藤本律子

小山市御殿町 水沼アキ

馬場町 鈴木薬局内 高塩冴子

横塚銀一郎 水沼アキ

西原桜町 横塚銀一郎

上三川町多功 小林泰幸

鹿沼市藤江町 藤本律子

小山市御殿町 水沼アキ

馬場町 鈴木薬局内 高塩冴子

横塚銀一郎 水沼アキ

西原桜町 横塚銀一郎

上三川町多功 小林泰幸

鹿沼市藤江町 藤本律子

小山市御殿町 水沼アキ

馬場町 鈴木薬局内 高塩冴子

横塚銀一郎 水沼アキ

西原桜町 横塚銀一郎

上三川町多功 小林泰幸

鹿沼市藤江町 藤本律子

小山市御殿町 水沼アキ

馬場町 鈴木薬局内 高塩冴子

横塚銀一郎 水沼アキ

・なお秋まつり諸行事について、計画より終了に至るまで一方ならぬ御指導御協力を賜わった市当局、および当會議所議員に対し、深甚なる感謝の意を表します。

○第五回商店照明コンクール

店舗構成や飾り方の一部として重要視されてきた商店照明の本年度コンクールは、秋まつりの協賛行事として次の通り実施された。

審査会は主催、協賛各団体の外、学識経験者として戸倉宇商高校長および照明学会々員小池三雄氏（東電本社員）を加えた一人の審査員がコンクール参加店毎に店頭、ワインドウ、店内、棚ケースの四大別に審査し、各審査員の採点合計を以て入賞を決定した。

なお本職審査員の話によれば、「商店照明は暗いのは勿論問題にならぬが、明るいばかりが能ではない、業種による適正な照度で陳列商品を生かし、客を店内に誘導して購買欲を起させるような工夫が必要」との由。

一、予備審査 十一月十一日、十二日
一、本審査 十一月十三日

一、主催 栃木県商業照明合理化委員会
一、協賛 宇都宮市、宇都宮商工會議所、宇都宮市商店街連盟、東京電力宇都宮営業所

一、入賞者（イロハ順）

推薦 馬場町 玉屋ふとん店

秋空の下、市民の健全レクリエーションとして左記の通り宇都宮市サイクリングと撮影の会を開催した。特に当會議所は商店員の慰安と健康のために商店街方面に呼びかけたところ、当日は松竹俳優野球団の来客で人気が奪われるかと案ぜられたが、意外にも参加者八〇名の多数に達し盛会だつた。	なお撮影会はサイクリングの休憩を兼ねて、羽黒山、大谷および栗谷沢ダムに於て行い、また帰途徳次郎小学校に於て自転車選乗競走を行つて笑い興ずるなど参加者全部に喜ばれた。
コース 市役所前（羽黒山）→大谷（多氣不動尊）→栗谷	期日 十一月一日（日）

一、主催	宇都宮市・宇都宮観光協会・宇都宮商工會議所	沢ダム(中食)・富屋・御岳山・日光街道市役所前 全行程 約四十五糺
二、参加料	三〇円(傷害保険料、参加賞共)	(主なる反省事項、後記の通り)
三、会場	当所第三会議室	十一月七日座談会の議案① 商店街および商店に対する御希望
四、出席者	当所会頭、専務、商業部会正副部会長、商店	○お客様の声

第一回簿記検定試験施行

右検定試験は十一月十五日(日)全国一斉に施行された。

当會議所において施行した成績次の通り。

級 別	受験者数	合格者数
一級	五	一
二級	二七	〇
三級	三	

お客様の声を聞く座談会

『店はきれいにして感じよく、サービスをよくして先づお客様にご満足を与え、自分も売上増進による利益を頂戴したい』とは営業熱心な商店主の常に考えていることです。

しかし目が外に向いているためか、兎角他人の欠点は見えても、自分の欠点が見えぬものです。それでお客様から遠慮のない不満、ご希望や、ご注意ご意見などを伺い、自分達の気づかなかつた欠点を知つてこれを改め、県都宇都宮の名を恥かしめぬ商店、商店街にしたい念願で、次の通り『お客様の声を聞く座談会』を開きました。

一、主催 当商工会議所、宇都宮市商店街連盟
二、日時 十一月七日前十時三十分
三、会場 当會議所第一会議室
四、出席者 主催者側 当會議所会頭、専務、商業部会正副部会長、商店街連盟正副会長、各商店街会長の外小売商代表等 一九名
お客様側 新旧市内の各地区婦人会長、公民館長、高校教員、高校生代表、その他 三六名
五、議案およびお客様の声々
(後記の通り)

お客様の声を聞く 座談会の反省会

十一月七日座談会の議題② 商店街の定休日について

十一月七日当會議所は、商店街連盟との共催を以て、『お客様の声を聞く座談会』を開き、各地区婦人会長その他消費者代表より腹臍のない不満、ご希望等を聞きました。そして商店街連盟側又は業者代表よりその場で一応の答弁をなし改善を約したが、更に反省のため次の通り反省会を開きました。

一、日時 十二月三日午後二時
二、会場 当所第三会議室
三、出席者 当所会頭、専務、商業部会正副部会長、商店

街連盟正副会長、各商店街会長、業者代表等

一五名 (主なる反省事項、後記の通り)

沢ダム(中食)・富屋・御岳山・日光街道市役所前 全行程 約四十五糺

○お客様の声

一、県庁前のバラック建(杉原町所在、フクダ屋所有)は目障りである。何時取扱われるか。

一、道路は立派になつたが道端にゴミ箱あり、又自転車が交通の邪魔をしている。自転車の置き方にも工夫が必要、バンビル前のグリーンベルトの美化には感謝するが、他のグリーンベルトも同様に美化を希望する。

一、卸売商店街(川向町など)では歩道に荷物を置いて交通の防害をしている。

一、店員が概して商品知識に乏しい。

女店員が暇の時には雑談に耽り、来客に気付かぬことが稀ではない。店員教育はどうしているか。

一、注文した品と違う品を届けられることがある。

一、商店の自家用自動車、運転の不注意は店名を汚す。水溜りを暴走して泥水をはねかけられた事例がある。

一、どんな品物でも東京へ行かず、宇都宮で間に合うようされたい。

一、宇都宮の商店は概して開店時刻が遅く、閉店時刻が早くして買物に不便。

○十二月三日反省会における反省 主なる事項

一、フクダ屋が百貨店としてビル建築すれば立派になるがそれ迄の間「フクダ屋百貨店建築場」とか何んとかベンキ塗りして美化するよう商店街連盟よりフクダ屋に要望してもよい。

一、ゴミの処理についてはディスボーラー(一台三万円位)を共同施設してはどうか。

一、ゴミ掃除を特定地域に限り有料(一店、月二〇〇~三〇円位負担)とし毎日掃除夫に来て貰えるよう市当局に協議のこととしたい。

一、馬場町通りが駐車禁止のため不便で、お客様に迷惑をかけている。駐車禁止の解除と追越禁止のことに警察に要望協議のこととしたい。

一、定休日は新聞広告等で衆知徹底を図つて貰いたい。
一、週休制実施の考はないか。
○十二月三日反省会における反省 主なる事項

一、定休と週休とを混同している向があるが、店休のみ月二

回、交替休み月二回を標準として実施しているので店員には週休となつてゐる。

一、地域別定休については漸進主義で行きたい。

十一月七日座談会の

議案③ 売出しについて

○お客様の声

一、売出しの時には品物が落ちるようと思われる。

一、「友の会」の如き一部の客に優先サービスすることは不愉快

一、宇都宮の名物(観光土産向のもの)が欲しい。柄の木、柄の実の細工物などは如何

○十二月三日反省会における反省 主なる事項

一、常に信用を重んじ、欺瞞的広告(一円の品を六千円で売るというようなもの)を避けるようにしたい。

十一月七日座談会の

議案④ メートル法実施による御希望、御意見について

○お客様の声

一、メートル法は消費者側の問題と思う。公民館、婦人会とも勉強することにしたい。

一、換算表を客に表示して貰いたい。

一、換算表を客にも見えるよう表示されたい。

一、換算するよりも、一メートルはどの位の長さか、一〇〇グラムとはどの位の量か(品物によつて)を客も商店も早く覚えることがよいと思う。

○十二月三日反省会における反省 主なる事項

一、金物など尺貫法による寸法が品名となつてゐるものがあり、勿急に改めることに困難を感じている。然し馴れることに努力の外ない。

一、メートル法普及策としては、店頭で販売の時に、換算についてお客様に説明することにしたい。

十一月七日座談会の

議案⑤ チケット及び月賦販売について

○お客様の声

一、チケットは質入禁止となつてゐるのに、質屋が質に取つてゐる。今後これを厳禁し、違反の業者には営業許可の取消をするよう取締り当局に要望協議のこととしたい。

合理と思う。

○十二月三日反省会における反省 主なる事項

一、チケットは質入禁止となつてゐるのに、質屋が質に取つてゐる。今後これを厳禁し、違反の業者には営業許可の取消をするよう取締り当局に要望協議のこととしたい。

合理と思う。

事務職員実務通信講座

四月一日から開講

お申込はお早く

昨年日本商工会議所と共催で実施した『商業從事者実務通信講座』は非常に好評を受けましたので、本年は商

工業の事務職員を対象とする『事務職員実務通信講座』を次の要領で開講することとなりました。事務職員に対する教育指導部門をまだ持つていない企業は勿論、教育指導を行つてゐる企業においても、格好の教育資料として各方面から期待されております。受講申込の受付を始めましたから当会議所にお早くお申込み下さい。

講座要領

一、講習期間 四月一日に開講し、六ヶ月間毎月テキストが日本商工会議所から送られる。

一、受講料 一、三〇〇円(入学金一〇〇円を含む)

一、申込み 所定の用紙で当会議所へ

一、テキスト執筆者 専門学者および一流会社の部課長

一、テキスト 次の一三巻

1、会社とはどんなものか

2、事務能率の向上と事務職員の心構え

3、購買、製造、保管

4、意匠と包装

5、販売と輸送

6、広告と販売促進

7、会議の在り方

8、調査統計の作り方と見方

9、職員の採用給与その他

10、文書の扱い方と通信

11、株式

12、出納と金融

13、決算と税務

外附録

次の四巻

イ、漢字、仮名、アルファベット、数字などの書き方、印刷と校正の仕方

ロ、珠算のやり方

ハ、計算尺と計算器の扱い方

ニ、事務職員常識辞典

なおテキスト配布の外に、質疑応答、面接指導(セミナー)および設問解答を行ない、成績良好の者に対しては修了証書が授与される旨

宇都宮手形交換高(単位千円)

年	月	手形枚数	金額
卅四年十月	十一月	二三、〇五三	四、四四七、六〇六
ノ	十一月	二二、四〇八	四、一九七、二〇九
不渡手形		四四	八二五
		三八	一、九三〇

当所常議員会

◎とき 十一月十六日午後二時

一、ところ 当所第三会議室

一、出席者 上野会頭、保坂・小林、副会頭、石海、小保方、粕谷、福田(新)、小花、荒牧、荒川、箕輪、設楽、鈴木常議員

一、議案

第一号議案 商業活動調整協議会委員(購買会代表)交代による委員嘱託承認の件

本件は購買会代表である当所商業活動調整協議会委員手塚溝男氏が、この度栃木県職員組合委員長辞任に伴い協議会委員を辞任したので、右職員組合の後任委員長沢田芳夫氏に協議会委員を委嘱のことと可決確定

第二号議案 商業活動調整協議会より報告の件

本件は十月九日および二十二日開催された協議会委員会について、石海副会長よりの報告を承認

第三号議案 建物收去土地明渡請求訴訟事件経過報告の件

本件は藤生専務理事よりの経過報告および小堀顧問弁護士よりの事情説明を承認

第四号議案 新会員承認の件

本件は昭和三十四年六月十六日より十月十日までの分について新加入を承認(氏名後記の通り)

その他

藤生専務理事より、秋まつり行事計画につき詳細説明
荒牧常議員より、小売商業調整特別措置法による小売市場許可の指定地域申請につき関係業者代表を招集協議しては如何、および当所販賣移転問題は小委員会を設け研究しては如何との提案あり、全員了承

○新加入会員

(六月十六日より十月十日までの分)

伝馬町 (株)日本週間新聞社 東邦生命保険相互会社 宇都宮支社

高栗(有) 神岡(有) 菊吉(有) 中津(有) 渡辺(有) 斎(有) 橋(有) 岩山(有) 田中(有) 井(有) 藤(有) 本屋(有) 一萬吉(有) 政文(有) 青良(有) 青保(有) 静豊(有) 青果(有) 保險(有)

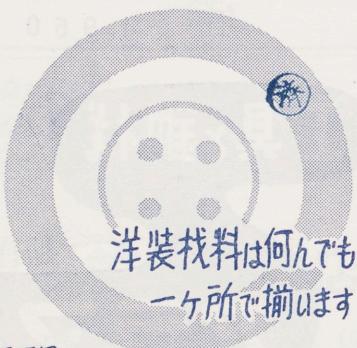
正賀

NIKKE Bonnytex
ペーパーデシン
Y.K.K. スライドファスナー

金鋸印 金折錦印
ぬい糸 組三シン糸

払込資本金四百万円

鈴木ボタン店
リオン通り
卸部国鉄駅前 TEL 4169
TEL 7415



一、とき 十一月二十七日午後二時三十分
一、ところ 当所第三会議室
一、出席者 上野会頭、小林副会頭、渡辺(愛)、粕谷、福田(新)、小花、荒牧、箕輪、鈴木常議員、横倉、笠原、福島事務監事、横倉、飯島顧問および藤生専務理事
第一号議案 総合会館建設に関する細部打合せの件
本件は総合会館建設に関し、当会議所の入居賛否につき意見を交わした結果、更に関係県議会議員に交渉研究のこととなつた。

当所役員会

一、とき 十一月二十七日午後二時三十分
一、ところ 当所第三会議室

一、議案
第一号議案 総合会館建設に関する細部打合せの件
本件は総合会館建設に関し、当会議所の入居賛否につき意見を交わした結果、更に関係県議会議員に交渉研究のこととなつた。

当所会議室をご利用下さい

○会議室使用料(単位円)

室別	使用者別	半日		一日		電灯料
		一般	会員	一般	会員	
二階ホール	一般	一、〇〇〇	八〇〇	一、五〇〇	五〇〇	五〇〇
第一会議室	一般	五〇〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇
第三会議室	一般	三〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇
会員	二五〇	五〇〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇〇

右各室の備付椅子による収容人員

二階ホール 二〇〇人位まで

第一会議室 六〇人位まで

第三会議室 二〇人位まで

(二階ホールは永らく朽木食糧事務所にお貸ししてあります。またが、十二月十八日新庁舎に移られましたので、空きました)

日商だより

第六〇回日本商工会議所常議員会

日時 昭和三十四年十一月二十日午後三時

会場 東京会館二階会議室

出席 当所より上野会頭出席

会議内容

1. 報告事項

- 一、昭和三十四年十月業務概要報告
- 二、伊勢湾台風災害義捐金に関する件
- 三、第二回全国貿易振興会議に関する件
- 四、第四回全国商店サービス強化運動に関する件
- 五、その他の

2. 協議事項

- 一、観光事業振興に関する基本法制定の件
- 二、電気ガス税の軽減に関する件
- 三、中小企業の労働問題に関する件
- 四、次回常議員会開催日の件
- 五、その他の

第六一回日本商工会議所常議員会

日時 昭和三十四年十二月十六日午後一時三十分

会場 東京産業会館六階会議室

出席 当所より上野会頭出席

会議内容

1. 報告事項

- 一、昭和三十四年十一月業務概要報告
- 二、商工会問題に関する件

観光事業の振興が、国際收支の改善と国際親善の増進に

ついての要望

日本商工会議所

新年 1,960

謹 賀 新

毎度お引立有難うご座います
お二階は小宴会、ご家族連れにご利用下さい

寿 栄 養 亭

司料理 西華料

宇都宮市小伝馬町(関東牛乳東)
電話 5724番

工具と鋼材
アラマキ

Miyajimacho Utsunomiya

TEL. 3,726・6,021

(齊)

寄与し国民の文化、福祉の向上に資するとともに、地方経済の発展に寄与することはまことに大なるものがあつて、世界各国はいずれも観光事業の振興に非常な努力を払いつつある。

しかもジェット旅客機の就航、国際会議開催の増大、さらには一九六四年におけるオリンピックの東京開催を契機として、今後の訪日外客は急激な增加が予想され、観光事業の振興育成のために適切な施策を講ずるならば、わが国観光事業の飛躍的な発展は期して待つべきものがある。

かかるに観光事業の振興は、振興計画の一元的策定の欠陥と多元的な観光行政のため、幾多の隘路に当面している。

この際われわれは、観光事業振興の方途として、すみやかに観光事業振興に関する基本法を制定し、下記の観光事業振興上の隘路の打開のための措置をとるよう要望する次第である。

記

一、観光行政の総合強化をはかること。

観光事業はその関連する部門が多方面におよんでいるため、観光行政は各省にまたがっているので、一元的な企画の策定、施策実施上の連絡調整等に円滑を欠き強力な推進を期しえない現状である。このため現存の観光事業審議会の機構を整備強化して観光行政の総合調整および推進をはかること。

二、観光事業振興計画の総合的樹立をはかること。

観光事業審議会は各省庁の振興計画の総合的な調整審議をおこない、政府においてはこの審議にもとづいて、総合的な観光事業振興計画を開議にはかつたうえ、作成すること。この際政府は、地方公共団体及び商工會議所、日本観光協会の意見を十分とりあげること。

三、観光事業振興計画にもとづく事業の実施に要する資金の確保をはかること。

政府は振興計画にもとづく事業を実施するために、必要な資金の確保をはかりかつ国の財政の許す範囲内において、その実施を促進するよう努めるとともに事業を実施する地方公共団体その他のものに対しても必要な資金の融通または斡旋すること。

四、観光企業債権の設定を講ずること。

地方公共団体が、観光事業振興計画にもとづいておこなう事業に要する資金に充てるための地方債で、政府と自治庁が協議して定めるものについては、資金事情および地方公共団体の財政状況が許す限り起債の許可を与えること。

五、税制上の特別措置を講ずること。

観光事業振興計画にもとづく事業のうち、観光施設の用に供する固定資産については、所要の減免措置を講ずるとともに法人税および所得税の課税標準に関する固定資産の耐用年数の短縮をはかること。

謹 賀 新 年 1,960	ゴム履物・雨 衣 株式会社 鈴木商店	栃木県あられ工業協同組合 組合長 中里八郎
日清製粉株式会社特約店 中外興業株式会社特約店 星和産業株式会社代理店 笠原商店 <small>わら工品 飼料 有限会社 代表取締役 笠原正一郎 宇都宮市築瀬町5-610 TEL 3364</small>	ゴム履物・雨 衣 株式会社 鈴木商店 <small>宇都宮市上河原町568 電話 4982・7762</small>	栃木県あられ工業協同組合 <small>宇都宮市今小路町955番地 電話 8459</small>

電気、ガス税の軽減に関する要望

日本商工会議所

最近におけるわが国経済規模の拡大と国民生活水準の向上に伴つて、電気及びガスの需要は急速に増加しつつあり、これに伴つて電気、ガスの消費者に対して課される電気、ガス税は年々一〇%程度の增收を見ており、その税額は昭和三十一年度約二三七億円、三十二年度二七一億円、三十一年度約二九六億円の実績を示している。しかも従来電気料金及びガス料金の値上げに際しても電気、ガス税の税率はそのまま据置かれておるので、電気、ガスの需要増とともに本税は自動的に負担の増加をもたらしている。従つてこれが産業上及び国民生活上に影響するところが少くない実情である。元來電気、ガス税は、消費税として不適当な税であるので、これを廢止すべきであると考えるが、地方財政の現状からみてその廢止が困難であると思われるのを少くとも電気、ガス税の今後の増加分については、これを本税負担の軽減に充当さるべきである。

よつて、この際基礎控除の設定等の措置を講じ、電気、ガス税の軽減を図られるよう、ここに要望する次第である。

中小企業の労働問題に関する件

日本商工会議所

最近における中小企業の労働問題の改善について次の如き活動を行う。
商工会議所はその目的である地区内の商工業の健全な発達を図る見地から中小企業の労働問題の改善にかかるべき活動を行つた。

一、中小企業の労働問題に関する知識と理解を深める。
二、商工会議所の中小企業相談所に労務管理に関する担当職員を置き中小企業、とくに零細企業の労務管理について指導相談を行う。
三、最低賃金法の趣旨に従い産業の支払能力に応じた賃金の最低額に関する業者間協定を進め、できるだけ法律上の最低賃金とするよう努める。
四、中小企業における退職金共済制度その他福利厚生施設の充実に努める。
五、現行の労働法規の中には、わが国中小企業の実状に即しないものがあるので、これが改正方を促進する。
六、中小企業における労働条件の改善には、その生産性の向上を図ることが根本の問題であるので、一層強力に中小企業の近代化合理化の推進を図る。

郵便物の遅配防止に関する要望

日本商工会議所

郵便事業は政府の独占事業であり、公益事業として公共の福祉に果す役割は極めて大なるものがある。しかるに今年も年末を目前の間に控えて、全通労組より

超勤拒否の指令が発せられているが、年末は商取引活動をはじめ一般国民の郵便通信手段を利用することが年間を通じて最も多い時期であるだけに、郵便物遅配の事態が惹起されるときは、これが商取引上に与える損害はいうに及ばず、経済界及び一般国民生活上における混乱とその影響は実に甚大なものとなることを憂慮するものである。かかる事態の発生することは、郵便法に違反する違法行為となるおそれがあるのみならず、郵便事業に対する国民の信頼を失うことは明らかである。

よつて、われわれはここに年末期における郵便物遅配の事態が発生することのないよう、政府及び全通労組の善処の方を要請する次第である。

零細企業対策に関する要望

日本商工会議所

大企業と中小企業との間における経営格差が近時ますます拡大する傾向を示している折柄、中小企業の近代化の推進とあわせて零細企業に対する強力な施策が講ぜられなければならない。しかして零細企業に対する施策については金融税制等の面において一段と社会政策的な配慮を加えることが必要であるとともに、その経営の改善、合理化等の面においては特にキメの細い、かつ積極的な指導の手が指しのべられねばならない。

よつて、昭和三十五年度においては、零細企業の振興、安定に關し

(イ) 金融対策について

(ア) 国民金融公庫の資金枠の増大

(イ) 信用補完制度の充実をはかるとともに

(ロ) 零細企業の経営の改善、合理化等に関する指導

いでは、零細企業の経営の改善、合理化等に関する指導について特段の考慮を払われるよう要望する次第である。

一、中小企業相談所の拡充強化
二、商工会議所を拡充強化し、特に下記事項の実現について特段の考慮を払われるよう要望する次第である。

三、商工会議所の拡充強化
四、商工会議所、商工会に設置されている中小企業相談所の画期的な拡充強化をはかり、全国にわたる零細企業の指導網を確立すること。

五、なお商工会の法制化に当つては、商工会の地区は商工会議所の地区以外の区域とし、兩者の地区の重複を避けること。

六、指導専門職員の増強

(イ) 零細企業に対する指導相談を徹底せしめるため、少くとも対象事業一千に対し一名の指導常置職員(経営改善普及員)を配置し、金融および信用保証、輕易な税務経理、商取引、労務、社会保険、その他経営の改善に関する指導相談を行うことのできるよう助成を行ふこと。

従つて零細企業が特に商工会議所の地区内に多数を占めている実情に照らし、指導常置職員に関する助成を行ふこと。

については商工会議所に重点を置くこと。

(乙) 特別の知識と経験を必要とする税務、経理、技術、法律、特許、実用新案等に関する指導相談の充実を図るため、公認会計士、税計算理士、技術専門家等を委嘱することのできるよう助成を行うこと。

(丙) 指導専門職員の質的向上をはかるため、その養成および再教育について中央および地方に養成機関を設置すること。

三、指導相談業務に関する助成

零細企業に対する指導相談の実をあげるために、各種講習会の開催、巡回相談、資料の整備等に必要な経費に対し助成を行うこと。

おたくでは「就業規則」が できておりますか

就業規則その他労務管理関係の標準様式を次に掲げましたからご利用下さい。

就業規則

第一条 (適用範囲)

この規則は、 の従業員の就業に関する基本的事項を定めたものであり、この規則に定められた以外の事項は、労働基準法の定めるところによる。

2. 会社及び従業員はこの規則を遵守して、相互に協力し社業の発展に努めなければならない。

第二条 (従業員)

この規則で従業員とは、第三条の規定により採用された次のものを云う。採用は様式一号の採用通知書で本人に通知する。

1. 試用員 (採用後 日間)
2. 店員

第三条 (雇入の手続)

当社の従業員にならうとする者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 自筆履歴書 (写真添付)
2. 最終学校卒業証明書及び成績証明書
3. 戸籍謄本
4. 健康診断書
5. 業歴者については前使用者の使用証明書

第四条 (雇入後の手続)

従業員に採用された者は、採用後十日以内に次の書類を提出しなければならない。

1. 身元保証書 (様式二号)
2. 身上調書 (様式三号)
3. 住込の人は転出證明書

前項の手続を行わない者は採用を取消すことがある。又提出書類中記載事項に異動を生じた場合には、その都度速かに届け出なければならない。

第五条 (労働時間)

労働時間は一日実働時間で、始業、終業の時間は次のとおりとする。

1. 早番・始業 時 終業 時

2. 遅番・始業 時 終業 時

但し、年少者の労働時間は一日実働八時間以内とする。

第六条 (休憩)

休憩時間は、次のとおり交替で与える。

1. 早番 時から 時までの間に交替で一時間

2. 遅番 時から 時までの間に交替で一時間

休日は次のとおりとする。

1. 毎週 曜日 全員 一せいに休みとする。

2. 四週間のうち、第 曜日と、第 曜日とは一せいに休みとし、第 曜日、第 曜日。第 曜日は輪番制で休みとする。

3. その他の休日 (国民の祝日等)

月 日、月 日、月 日、月 日、月 日

第七条 (休日)

休日は次のとおりとする。

1. 每週 曜日 全員 一せいに休みとする。

2. 四週間のうち、第 曜日と、第 曜日とは一せいに休みとし、第 曜日、第 曜日。第 曜日は輪番制で休みとする。

3. その他の休日 (国民の祝日等)

月 日、月 日、月 日、月 日、月 日

第八条 (超過勤務)

業務の都合により必要があるときは、事前に従業員の代表者と協定して、労働基準監督署長に届出した後、第五条及び第七条第一項、第三項に定められた時間を超えて、又は休日に労働させることがある。

この場合の従業員代表者は、従業員の選挙によって選出する。

1. 満十八才以上の女子には、休日労働をさせない。又時間外労働をさせる場合にも、一日に二時間、一週間に六時間、一年に一五〇時間以内とする。

2. 満十八才未満の者(男・女)は休日及び時間外に労働させない。

第九条 (深夜業)

女子及び満十八才未満の者は午後十時から午前五時までの間に労働させない。

第十条 (休暇)

1. 届い入れた後一年以上勤続した人に、毎年有給休暇を次の区分で与える。但し、前年の出勤日数が所定労働日の八割に満たない人には与えない。

2. 滿一年目は六日間、以後勤続一年を増すごとに一日を加え、最高を二十日とする。

3. 有給休暇を請求する資格が生じた場合には、直ちに本人に通知する。

4. 有給休暇をとるときは、予め様式五号により申し出ること。申し出の日が業務に差支えあるときは、他の日に変更することができる。

5. この休暇で休んだときは、出勤扱とし、通常の賃金を支給する。

第十一條 (健康診断)

従業員には毎年 回、月に労働基準法に定められた項目について、健康診断を行う。この結果、医師が配置転換、勤務時間の短縮、又は休養を必要と認めた場合は、労働基準監督署長に相談して、配置転換、労働時間の短縮、又は休養を命ずることがある。

第十二条 (災害補償)

従業員が業務上負傷し、又は疾病にかかりたとき、及び療養のため労働することができないで賃金を受けない場合、若しくは、心身に障害を残し或いは死亡したとき

には、労働基準法第八章に定められた補償を行う。

第十三条（秩序）

従業員は次の事項を守らなければならない。

- 勤務中は上長の指示に従い、仕事に専念すること。
- 遅刻、早退、欠勤する場合には様式六号により事前、又は事後すみやかに責任者に届出ること。

- 許可なく店の金品、文書、帳簿等を持出し或いは私用に使わないこと。
- 許可なく他の職業又は営業に従事しないこと。
- 刑事法令に反する行為をしないこと。

- 従業員は、店の体面を汚すことがないよう常に注意しなければならない。

第十四条（退職）

従業員は、自己の都合で退職するときは、少くとも二週間前までに様式七号で申し出なければならない。

第十五条（解雇）

従業員を解雇する場合には、三十日前に予告するか若しくは三十日分の平均賃金を支払う。但し、予告日数が三十日に満たない時は、その不足日数分の平均賃金を支給する。

この場合の平均賃金は、労働基準法第十二条の定めるところによる。

満十八才に満たない者は女子が、解雇された日から十四日以内に帰郷する場合には、帰郷に必要な旅費を支給する。

この場合の旅費とは、帰郷するまでに通常必要とする一切の費用をいい、交通費、食費、宿泊費、家財道具の運送費等がこれにある。

3. 労働基準法の規定により、労働基準監督署長の認定を受けた場合には、予告を与えず、又予告手当、帰郷旅費を支給しない。

第十六条（金品の返還）

従業員の退職又は解雇の日から七日以内に、賃金、退職金、貯蓄金その他労働者の権利に属する金品を返還するとともに、住込の者には、転出証明の手続をする。

第十七条（貯蓄金管理）

従業員は貯蓄を強制されることはない。但し従業員の希望により、委託を受けて貯蓄金を管理する場合には、従業員代表と書面で協定をして、労働基準監督署長に届出た後行うものとする。貯蓄金管理の規則は別に定める。

又この場合の従業員代表者は第八条第一項と同様の手続で選出する。

第十八条（賃金）

賃金に関する規則は別に定める。

第十九条（附則）

この就業規則は昭和年月日から実施する。

（様式一号）採用通知書

採用 貴殿益々御清祥の段御慶び申し上げます。

併せて、今般実施致しました採用試験の結果、貴殿を採用することに決定し左記の条件により就業していただくなつたくなりましたので来る月日時に御来社下さい。勿々

記

一、就業場所
二、職種
三、賃金
昭和年月日

印紙 (様式二号)

十円
身元保証書

現住所 本籍地 氏名 年月日生

私事

今般貴会社従業員として採用されましたに就いては就業規則並びにその他諸規定を堅く守り誠実に服務致しますことを保証人連署にて誓約致します

昭和年月日

右氏名

右の者此度貴会社従業員として御採用なりましたに就いては私共身元保証人となり本人の身元一切を引受けます若し本人が誓約した事柄について違反した場合は本人と共に其の責任を負ひ一切貴社に御迷惑をかけません

昭和年月日

住所

保証人氏名

右氏名

（様式三号）

身 上 調 書

殿

印

法 方 勤 通		歴 職 前		歴 学		身 上 調 書
③②徒歩	①自転車	④時刻	⑤発着駅	一、市内	二、市外	
②①バス	③④歩道	⑤乗車時間	⑥降車時間	⑦乗車時間	⑧降車時間	（男女）
迄社会当らか所住現道の図略	日年雇月入	名者保護氏名	所現住	本籍	氏名	
	業する従事	統と保持者			年月日生	
		職者保護業の護				

家族状況	
(本人を含めて) 本人か 年令	職業 (具体的に) 勤務先 其の他
本人について	
特技	
趣味	
トスボ ククリン その他	既往症 年数 ツペル 実施した年月 一士十
(様式四号) 休日割当一覧表……省略	
(様式五号)	
有給休暇願	氏名
所属職場	日まで有給休暇をいた
私儀月日から月日	だきたいので御承認下さい。
昭和年月日	右殿
(様式六号)	
遅早欠勤届	
所屬職場	
氏名	
私儀年月日左記のとおり欠勤・早退・遅刻致しましたので御届けします。	日まで有給休暇をいた
(様式七号) 退職願……省略	
一、事由	
二、早退、遅刻時間	
昭和年月日	右殿
(様式八号) 貯蓄金管理規則	
第一條 (適用範囲)	この規則は、この規則に定めないものについては、労働基準法の定めるところによる。
第二條 (賃金の決定)	この規則は、従業員の賃金について定めたもので、この規則に定めないものについては、労働基準法の定めるところによる。
第三條 (賃金規則)	この規則は、従業員の賃金について定めたもので、この規則に定めないものについては、労働基準法の定めるところによる。
第四條 (賃金の開始)	この規則は、従業員の賃金について定めたもので、この規則に定めないものについては、労働基準法の定めるところによる。

賃金は年令、学歴、経験、能力等を考慮して定め、就業規則第二条の様式一号の採用通知書に記載して本人に通知する。

第三条 (賃金の種類及び支給条件)

賃金は次のとおりとする。

1. 基本給
2. 家族手当
3. 通勤手当
4. 皆勤手当

5. 時間外、休日労働及び深夜業手当

労働基準法第三十七条の規定に定められたところにより割を支給する。

6. 休業手当

使用者の責に帰すべき事由により従業員を休業させたときは、平均賃金の割の賃金を支給する。

第四条 (時間外、休日労働、深夜業の記録)

時間外労働、休日労働、深夜業をさせた場合は、その時間を様式八号の出勤簿にその都度記録する。

第五条 (月給の日割計算)

その月の勤務期間が一ヶ月に満たないときは月給は、その月の所定労働日数で、日割計算し、勤務日数に応じて支給する。

第六条 (賃金の締切)

賃金は、日から起算し、日で締切り計算する。

第七条 (賃金の支払)

1. 賃金は毎月 日に支給する。支払日が休日に当るときは、その前日に支給する。

2. 住込者の食費、その他法定外のものを賃金から控除する場合には様式九号で従業員の代表者と協定した後控除する。

この場合の従業員代表者は、就業規則第二条第一項の手続により選出する。

第八条 (附則)

この賃金規則は昭和 年月 日から実施する。

第九条 (附則)

この貯蓄金管理規則は、の従業員の貯蓄金の管理について定めたものである。

第十条 (貯蓄金の管理)

店主が、従業員の希望により、貯蓄金の管理を委託されたときは、預金通帳を責任を以て保管し、印鑑は従業員が所持する。

第十三条 (預入先)

従業員の委託を受けて管理する貯蓄金は、總て、銀行普通預金に預入れる。

新たに貯蓄を開始する従業員は、印鑑に預入金を添え

店主に申出ること。店主は直ちに従業員個人名義の預金

通帳の交付を受け、保管し、印鑑は本人に返還する。

第五条（預入れ）

預金を希望する人は、賃金支払日の前日までにその金額を店主に申出すること。申出により、賃金から書面協定の上その金額を控除して預入れる。

第六条（引出し）

預金を引出すときは、印鑑を添え、引出し金額を店主に申出るか、又は預金通帳の交付を受けて自分で引出すものとする。

第七条（通帳の返還、閲覧）

預金通帳は、申出があつたときは直ちに返還又は閲覧させる。

住込労働者規則

第一条 会社の建物に住込みたいと思う者は、様式十号で願出て、社長の承認をうけなければならない。

第二条 住込者は、建物及びその附属物を自分の家と思い大事に取り扱わなければならない。又破損した所を発見した場合には、直ちに管理人に知らせなければならぬ。

第三条 食事代 は一ヶ月 円とする。

第四条 住込者は、風紀秩序を乱さないように心がけなければならぬ。

第五条 住込者は、当番者を定めて、毎日朝夕二回居室及び便所その他の場所を清掃しなければならない。

第六条 住込者は、午前五時以前及び午後十一時以後外出してはならない。又外泊する時には、管理人に届けなければならない。

第七条 住込者は、食事をしない場合には前日までに管理人に申し出なければならない。申し出がなくて食事をしない場合には食事代を徴収する。

第八条 この規則に違反した者は、住込の承認を取り消すものとする。

（様式十号） 住込 願……省略

事務局だより

十一月一日 宇都宮市サイクリングと撮影会開催（別掲の通り）

四日 県内中小企業相談所協議会開催、県商工労働部振興課行田、鈴木主事および相談所職員一

五名出席。

五日 年末金融打合会開催、県振興課、市商工課、

信用保証協会、中小企業互助会および当会議

所より出席者一〇名。

六日 栃木県酒造組合総会に藤生専務理事出席。

ク 秋まつり懇談会（荒山神社主催）に荒牧商

業部会長および藤生専務理事出席。

お客様の声を聞く座談会開催（別掲の通り）

九日 秋まつり実行委員会開催、出席者三〇名。

十日 栃木県商工会議所連合会事務局長会議開催。

十一日 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席。

十二日 宇都宮市商店照明コンクールの審査開始。

十三日 年末金融懇談会（金融部会主催）開催、出席者一五名。

十四日 宇都宮市商店照明コンクール本審査会開催。（別掲の通り）

十五日 商工卸業連盟見本展示会打合会開催、出席者十七名。

十六日 第十一回簿記検定試験施行（別掲の通り）

ク 当所常議員会開催（別掲の通り）

ク 家具意匠图案審査会開催。

十七日 商工労働関係連絡会議（於開拓会館）に藤生専務理事出席。

十八日 午前十時二荒山神社において、秋まつり祈願式を行、岡本市商工課長、当所上野会頭の外秋まつり協力委員三〇名出席。

十九日 柄木県食品衛生協会、労働者、優良施設並に優良従業員表彰式に荒牧商業部会長および藤生専務理事出席。

二十日 昭和三十四年度秋まつり開始（別掲の通り）

ク 移動県政懇談会に藤生専務理事出席。

二十一日 第六〇回日本商工会議所常議員会に上野会頭出席。（別掲の通り）

ク 県内中小企業互助会事務担当者打合会開催。

千葉県中小企業診断協会々員二〇名、当地商店街視察のため来所。

二十四日 優良従業員表彰式举行（市正序）

ク 高崎鉄道管理局長桜井豊三氏、新任挨拶のため来所。

二十五日 富山県魚津商工会議所議員七名当地商店街視察のため来所。

ク 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会。

二十六日 総合会館建設に關する役員会開催。

ク 第四回全国商店サービスコンクール入賞店表彰式を举行。

ク 入賞店坂本眼鏡店、タテノ洋装店、とらや呉服店の各店主および常議員二〇名出席。

ク 第九回発明展覽会並びに学生児童発明工夫展の入賞者表彰式（県正序）に栃木県商工会議

- 所連合会長及び宇都宮発明協会長の代理として
福田新一常議員出席。
- 二十八日 株式会社東武百貨店竣工式に上野会頭出席。
- 三十日 栃木県新生活推進協議会常任委員会に上野会頭出席。
- 宇都宮鉄道管理局設置促進連盟幹事会に藤生専務理事出席。
- 十二月三日 お客様の声を聞く座談会の反省会開催（別掲の通り）
- 四日 百貨店問題につき藤生専務理事通産省通産局に出張。
- ク 発明相談 堀田健蔵先生。
- 五日 歳末亮出しにつき打合会開催、市商工課萩原係長、商店街連盟正副会長の外、業者代表二〇名出席。
- 七日 宇都宮市中小工業機械設備資金審査委員会に藤生専務理事出席。
- 八日 栃木県商工会議所連合会事務局長會議開催。
中小企業相談所に関する打合会（日本商工会議所）に藤生専務理事出席。
- 九日 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席。
- 十一日 宇都宮地方家庭裁判所新築促進期成同盟常任委員会に上野会頭出席。
- 十二日 宇都宮鉄道管理局設置促進連盟幹事会に藤生専務理事出席。
- 十三日 当所商業活動調整協議会懇談会開催。
- 十五日 千葉県物産観光課、課長補佐油谷栄氏、所用のため来所。
- ク 日本商工会議所中小企業委員会に藤生専務理事出席。
- 十六日 第六回日本商工会議所常議員会に上野会頭出席。
- ク 農林省栃木食糧事務所新築工式に藤生専務理事出席。
- 十七日 宇都宮中小企業互助会貸付審査委員会に藤生専務理事出席。
- ク 前橋市議会議員野田勇太郎氏、当地百貨店事情調査のため来所。
- 十九日 宇都宮市青色申告会記帳説明会開催。
- ク 同 雀宮地区支部記帳説明会開催。
- ク 同 上三川町支部記帳説明会開催。
- 二十二日 商業設備近代化資金貸付制度の創設並に県内会議所補助金増額の件、成良副知事に陳情。
- 二十四日 同上の件、中川県商工労働部長および大湧県議会商工労働委員に陳情。
- 二十五日 宇都宮市社会教育委員会に藤生専務理事出席

所連合会長及び宇都宮発明協会長の代理として
福田新一常議員出席。

二十八日 株式会社東武百貨店竣工式に上野会頭出席。

三十日 栃木県新生活推進協議会常任委員会に上野会頭出席。

税務経営相談予定表

（昭和卅五年一月・二月分）

宇都宮商工会議所

宇都宮中小企業相談所

一月

五月(火)	大橋 武雄	二日(火)	野沢 武
六日(水)	木村 波二	三日(水)	星野 淳五郎
七日(木)	鈴木 喜代志	四日(木)	鈴木 良亮
八日(金)	関谷 行夫	五日(金)	石島 吉造
十二日(火)	高野 光美	九日(火)	稻子 劳男
十三日(水)	星野 淳五郎	十日(水)	大橋 武雄
十四日(木)	木村 波二	十一日(木)	木村 波二
十五日(金)	鈴木 良亮	十二日(金)	鈴木 喜代志
十九日(火)	石島 吉造	十六日(火)	鈴木 行夫
二十日(水)	稻子 芳男	十七日(水)	高野 光美
廿一日(木)	大橋 武雄	十八日(木)	星野 淳五郎
廿二日(金)	廿六日(火)	十九日(金)	稻子 劳男
廿九日(金)	木村 波二	廿三日(火)	鈴木 良亮
廿七日(水)	鈴木 喜代志	廿四日(水)	石島 吉造
廿八日(木)	関谷 行夫	廿五日(木)	稻子 劳男
廿九日(金)	高野 光美	廿六日(金)	大橋 武雄

二月

一月八日(第一土曜)	堀田 健蔵	二月六日(日)	堀田 健蔵
二月五日(第一金曜)	ク	ク	ク

法律相談

一月九日(第一土曜)	堀木 真護士会	二月六日(日)	堀木 真護士会
二月五日(第一金曜)	ク	ク	ク

発明相談

一月八日(第二金曜)	弁理士 堀田 健蔵	二月六日(日)	堀田 健蔵
二月五日(第一金曜)	ク	ク	ク

○第三十八回珠算能力検定試験
一、期日 二月七日
一、場所 市立旭中学校外
○店員講座「目で見る移動教室」
一、期日 二月十一日の予定
貸切バスで先進地商店街その他を見学する。

- 又以上の外、商取引、信用調査、金融その他のご相談にも係員が相談に応じておりますからご利用下さい。ご便宜を計ります。
- 但し、お急ぎのご相談については遠慮なくお申出下さい。
- 第一回全国推奨観光土産品発表会
一、期日 二月十六日～廿一日
一、場所 東京・三越本店
一、出品希望者は、県商工労働部振興課内
「栃木県観光土産品生産組合」へお問合せ下さい。

催し物のお知らせ

○第一回全国発明工夫コンクール

一、期日 三月廿八日～四月一日

一、場所 都立産業会館(千代田区大手町)

一、優秀発明品は、三月十五日NHKラジオおよびテレビで発表される。

一、参加申込は、一月三十日迄

但し、予め県商工労働部指導課内「発明協会栃木県支部」へご相談下さい。

小売物価調査報告表

(昭和三十四年十二月二十四日現在)

区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	区分	品名	単位	価格	
(イ) 主食	精米	1 kg	83	及	大根	1 kg	7	(イ) 工食料品	まぐろ	100g	18	こんにやく	100g	3	円	
	(闇)	ク	83	にんじん	ク	40	ロブ	ク	8	竹輪	ク	8	竹	ク	8	円
	外米	ク	63	キヤベツ	ク	25	わしき	ク	6	たくあん	ク	4	梅干	ク	4	円
	(準内)	ク	77	野菜	ク	25	塩	ク	7	りんご	1 kg	20	りんご	ク	50	円
	地米	ク	77	ねぎ	ク	25	干	ク	28	みかん	1 kg	50	みかん	ク	60	円
	糬米	ク	91	玉ねぎ	ク	25	の	ク	22	キヤラメル	1 函	60	キヤラメル	ク	20	円
	精麦	ク	55	牛肉	100g	65	味油	1 本	145	清酒	1 本	825	清酒	ク	825	円
	小麦粉	ク	55	豚肉	ク	55	噌	1 kg	75	ビール	1 kg	113	ビール	ク	113	円
	パン	100g	5	鶏肉	ク	40	味素	1 個	230	サイダー	1 kg	33	サイダー	ク	33	円
	干うどん	ク	5	牛乳	1 本	10	塩	1 kg	21	緑茶	100g	35	緑茶	ク	35	円
(ロ) 豆類	あづき	100g	12	鶏卵	100g	24	砂糖	1 kg	135	紅茶	1 かん	320	紅茶	ク	320	円
	かんしょ	1 kg	15	バター	1 函	180	食用油	1 ℥	190	タバコ	10本	30	タバコ	ク	30	円
(ア) 编集後記	ぱれいしょ	ク	25	豆粉	1 かん	300	豆油	100g	4	腐げ	100g	25	豆油	ク	25	円

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	
(イ) 衣料	晒木綿	1 米	25	杉角材	1 石	5,500	皮短靴	1 足	3,000	歯みがき粉	1 袋	20	歯みがき粉	1 袋	20	円
	キヤラコ	ク	97	杉板	1 坪	450	運動靴	ク	280	歯ブラシ	1 本	50	歯ブラシ	1 本	50	円
	スマスリン	ク	52	建築材料	1 枚	280	運搬	ク	350	飯茶わん	1 個	20	飯茶わん	1 個	20	円
	綿ネル	ク	122	亜鉛鉄板	1 枚	9	洋傘	1 本	350	なべ	ク	390	なべ	ク	390	円
	人絹地	ク	58	くぎ表	1 枚	290	半紙	1 帖	20	やかん	ク	390	やかん	ク	390	円
	富士絹	ク	380	板ガラス	ク	55	ちり紙	百枚	10	バケツ	ク	150	バケツ	ク	150	円
	サード	ク	1,350	木炭	1 俵	470	ノート	1 冊	30	マツチ	1 袋	25	マツチ	1 袋	25	円
	打綿縫糸	1 把	20	まき炭	1 束	55	鉛筆	1 本	10	アルコール	1 瓶	420	アルコール	1 瓶	420	円
	毛糸	1 本	1,250	炭油	1 収	520	せつけん(浴)	1 個	30	電球	1 個	65	電球	1 個	65	円
	男子ワイシャツ	1 枚	800	灯	1 袋	250	脱脂綿	ク	20	脱脂綿	ク	30	脱脂綿	ク	30	円
(ア) 编集後記	タオル	ク	198	火	1 ℥	25	洗濯	ク	120	クリーム	ク	120	クリーム	ク	120	円
	男子靴下	1 足	120	ガ	1 袋	250	ボマード	ク	100	ボマード	ク	100	ボマード	ク	100	円

明けましてお芽出とうございます。

本年は十二支の第一番目の子の年に当り、陰陽の方より見ますと陰の極から陽に転ずる年柄だそうであります。

当会議所はこの年柄に乘じ、地区商工業者の発展のために倍旧の努力を致す覚悟ですからよろしくご協力ご後援の程お願い申し上げます。

なおこのニュースにつきましては、地区商工業者に益するご意見など会員皆様よりのご寄稿を歓迎いたします。